

小川町福祉まつり

生きがい ふれあい たすけあい

みんなで遊びに来てね！

日時 10月25日(日)

午前10時～午後3時

時 (小雨決行)

場所

パトリアおがわ

内容

福祉・医療関係者

等が一堂に会し、様々なイベントを繰り広げます。

メイン会場

健康相談、各施設の展示、福祉機器の展示体験、AED紹介、救急手当方法、朗読吹込み体験

ホール

福祉大会を同時開催。ボランティア団体の活動発表

児童館

乳幼児用品バザー…おみせやさんごっこ、卓球

*吹奏楽、祭りばやしも聞けて、新鮮野菜、おいしい軽食の販売等、盛りだくさん。お楽しみがいっぱいです。

*当日は、プール・浴室・交流室を無料開放します。

主催 小川町福祉まつり実行委員会

問合せ

◆パトリアおがわ(健康増進課)

☎74-2323

☎74-3461

◆町社会福祉協議会



高齢者インフルエンザ定期予防接種

接種期間

10月20日(火)～12月25日(金)

対象 小川町に住民票があり、

- ①65歳以上の方
- ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害を有する、身体障害者手帳1級の方(接種の際は身体障害者手帳をご持参ください)

自己負担額

1,000円(町負担額を差引いた金額)

接種の際には

- ①指定医療機関に予約してください
- ②健康保険証をご持参のうえ、接種を受けてください
- ③接種後、費用1,000円を医療機関に支払ってください(生活保護受給者は受給者証提示で無料になります)

※町外医療機関での接種を希望する方は、
予診票が必要になる場合があります。
事前にパトリアにお問合せください

歩いて健康！ひろげようウォーキング！
一緒に歩こう！“ほほほ隊”
ウォーキング例会10月の日程



秋の里路散策 旧鎌倉街道を見るコース
6.4キロ

日時 10月17日(土)
午前9時 八和田公民館集合 *小雨決行
コース 八和田公民館→奈良梨→後伊→総合運動場→上横田→八和田公民館
その他 昼食不要
主催 ほほほ隊やわた 島崎 ☎72-2877

県内最古の吉田家住宅を訪ねてコース
12.5キロ

弁当持参！皆で食べる弁当もまたまた楽しいかな…
日時 10月24日(土)
午前9時 大河公民館第2駐車場集合
*小雨決行
*なるべく乗合車で集合してください
コース 大河公民館→JR竹沢駅→男山鷹輔之碑→吉田家住宅→諏訪神社(笠原)→大河公民館(2時30分ころ帰着予定)
持ち物 隊員証、弁当、飲み物、雨具他
主催 ほほほ隊おおかわ 栗嶋 ☎72-4643

*参加希望の方は、なるべく1週間前までに主催者にご連絡ください。
*入隊希望の方は、主催者または事務局(パトリアおがわ)にご連絡ください。



町長エッセイ



昨年の11月、細川紙の手漉き和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されましたが、8月、その認定書の伝達式が文化庁主催で都内で行われました。

会場となったロビーでは、石州半紙・本美濃紙・細川紙の保持団体による実演が行われ、同じ手漉き和紙でも漉き方にそれぞれ特徴があることを実際に知りました。

伝達式には文化庁長官を始め、技術保持団体と関係市町村長、三県の知事が揃いました。上田知事は県知事選挙戦の最中でしたが、駆けつけていただきました。

文化庁長官や各県知事からは、三か所の保持団体が相互に協

力して、国の内外に和紙を情報発信していくことの必要性和重要性が語られました。

私も関係市町村を代表して、このユネスコ無形文化遺産登録を地域活性化の絶好の機会ととらえ、和紙ブランド力を高め、活力あふれ個性豊かな地域づくりにまい進していきたいと挨拶をさせていただきました。

これからも、小川町民にとってなごみの深い小川和紙や細川紙を更に周知するため、多くの皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

町の人口と世帯数 9月1日現在

人口

31,842人

男 15,786人

女 16,056人

前月比 -19

世帯数

12,992戸

前月比 -2

あんしん あんぜんのまちづくり

小川警察署
☎74-0110

刑法犯罪発生状況(概数)8月 地域別発生状況

地区名	小川	大塚	角山	腰越	増尾	中爪	高谷	西古里	東小川	合計	前月増減
犯罪の概数	3	6	2	2	2	1	2	1	1	20	+7
内訳	空き巣	1		1			1			3	
	自転車盗		1						1	2	
	車上ねらい				1		1			2	
	部品ねらい	1				1				2	
その他	1	5	1	1	1	1		1	11		



知っておこう! 還付金等詐欺

犯人がよく使うフレーズ～官公庁職員騙り編～

- ◆役場ですが、医療費の還付があります。
- ◆社会保険庁ですが、過払い金の還付があります。
- ◆手続きしますので、ATMに行ってください。操作を電話で説明します。
- ◆〇〇警察ですが、振り込め詐欺犯人を捕まえたから、あなた名義の通帳を持っていました。通帳やキャッシュカードを盗まれていませんか?
- ◆銀行協会ですが、警察から連絡がありましたか? 手続きに必要ですので、これからキャッシュカードを受取りに行きます。

被害に遭わないために

役場職員や警察官を名乗る者からの電話でも、話を全て鵜呑みにせず、「相手の所属(〇〇課)、氏名」を確認し、一旦電話を切って、電話帳等で調べた電話番号にかけ直しましょう。

ATMで還付金は受け取れません。知らない人に通帳やキャッシュカード、現金を手渡してはいけません。

「おかしい」「変だな」と思ったら、けいざつ相談「#9110」へ!